

平成 30 年度 第 9 回柿崎区地域協議会次第

日時：平成 30 年 12 月 18 日（火）午後 6 時

場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 内 容

(1)協議事項

- ①地域活動支援事業の目的・効果に照らした見直しを受けた柿崎区地域協議会としての対応について …… [資料No.1～4]
- ②平成 31 年度地域活動支援事業案の概要について …… [資料No.5]
- ③地域活動支援事業検討委員会の立上げについて
- ④まちづくりフォーラム実行委員会の立上げについて

(2)報告事項

- ①地域の交通を考える会からの報告 …… [資料No.6]
- ②市からの報告
 - ・柿崎屋内水泳プールの運営期間の短縮について

5 その他

- ・第 10 回柿崎区地域協議会の開催について

日時：平成 30 年 1 月 15 日（火）午後 6 時～

会場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

6 閉 会

地域活動支援事業のスケジュール

平成30年度(案)	平成29年度
10/16 第7回 柿崎区地域協議会	10/30 第7回 柿崎区地域協議会 ○地域活動支援事業検討委員と1回目の日時を決定
	11/ 6 地域活動支援事業検討委員会(1回目)
11/20 第8回 柿崎区地域協議会	11/28 第8回 柿崎区地域協議会 ○まちづくりフォーラムの開催について協議
	11/28 地域活動支援事業検討委員会(2回目)
	12/ 7 まちづくりフォーラム実行委員会(1回目)
12/18 第9回 柿崎区地域協議会 ○地域活動支援事業の目的・効果に照らした見直しを受けた柿崎区地域協議会としての対応協議 ○地域活動支援事業検討委員会の立ち上げの検討 ○まちづくりフォーラム実行委員会の立ち上げの検討	12/19 第9回 柿崎区地域協議会 ○地域活動支援事業の採択方針・審査に当たり定める事項の見直し(案)について、地域活動支援事業検討委員会(2回目)の報告と協議、決定 ○まちづくりフォーラム実行委員会(1回目)の検討結果の報告と協議
1/15 第10回 柿崎区地域協議会 ○柿崎区の採択方針・審査に当たり定める事項の見直し(案)について協議、決定 ○地域活動支援事業の申請、審査等のスケジュールの協議、決定 ○まちづくりフォーラム実行委員会の検討結果の報告と協議	1/16 第10回 柿崎区地域協議会 ○地域活動支援事業の申請、審査等のスケジュールの協議、決定
	1/16 まちづくりフォーラム実行委員会(2回目) ○エフエム上越「自治区だより」で電話による出演(1/25) ○町内会あての回覧(2/1号の連絡便)
2/19 第11回 柿崎区地域協議会 ○まちづくりフォーラムの集合時間、役割分担の確認	2/20 第11回 柿崎区地域協議会 ○まちづくりフォーラムの集合時間、役割分担の確認
3月上旬 まちづくりフォーラム開催	2/25 まちづくりフォーラム開催 ○地域活動支援事業の成果報告、次年度の事業説明など
2月下旬予算公表後、地域活動支援事業の事前相談開始【3/29(金)まで】	3/ 1～地域活動支援事業の事前相談開始【3/30(金)まで】
3/19 第12回 柿崎区地域協議会	3/20 第12回 柿崎区地域協議会

0 見直しの必要性【参考】

- ・地域活動支援事業は、29年度末現在の累計で採択事業数 2,603 件に到達。近年では新規の提案団体が全体の 2 割強を占めて推移し、本事業の活用後に自立して活動を継続している事例も生じていることから、総論としては市民の自主的・自発的な取組に一定の貢献があるものと考えている。
- ・一方、市民の声アンケート（平成 30 年実施）では、地域活動への市民参加について減少傾向であったほか、女性や若者世代の参加割合が低い状況であることから、解消すべき課題も生じている。
- ・また、各区においては、地域協議会で採択方針を定め、その採択方針に基づき公募や審査・採択等を行っていることから、各区における地域課題の解消や地域活力の向上に対してどのように効果が生じたか検証するとともに、本事業の進め方等についても、さらに効果的な手法等に見直すことに向けて検討する必要が生じている。

1 取組の経過を踏まえた具体的な見直し方法等

◎地域活動支援事業の考え方（自治、地域協議会との関わり）

- ・地域活動支援事業の目的は、補助金の使い道を考えていただくことを通じて、住民の皆さんに「自治とは何か」「地域の豊かさ、地域づくりとは何か」を考える契機としていただくこと。
- ・各地域協議会におかれては、この目的を踏まえ、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの思いを「採択方針」に反映していただく。
- ・補助金の使途については、市として極力制限を加えることなく、住民の皆さんの発意を大切にしながら、広がりをもった地域活動が行われるよう配慮する。

(1) 基本的な考え方

- ①各区の様々な検証結果については、地域自治制度を設けていることを踏まえ、**市が直接的に一定の基準に整理（収れん）することは行わない。**

(2) 見直しの手法

- ①今後、各地域協議会は、新年度の事業執行に向けて地域活動支援事業の具体の（見直し）検討に入ることから、**検討の円滑化や実効性の高まりを期待するため、各区の様々な検証結果・意見に対して課題解決の考え方（例示）や市としての見解を情報提供する。**
- ②協議会で検討した最終結果は、地域協議会間の認識を共有し、継続的な見直しに向けた基礎資料とするため、**あらためて市が情報を集約し、各地域協議会にフィードバックする。**

2 地域活動支援事業の目的・効果に照らした各区見直しの検証結果に係る市の案・見解

※ この項目中、「案」と表記の事項は、課題の解決に向けた考え方の一例を示すものであり、各地域協議会が検討する上で結果を拘束するものではありません。各地域協議会による検討の結果、区によっては、提案内容の一部変更や別の方法により対応すること等も想定されるものです。

(1) 採択方針に係る構成等の見直し

- ①「地域課題の解決に向けて（採択方針の）精査の必要がある」等の検証結果に対し、…
 - ⇒ **案の1** 採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項（地域課題の解消を急ぐ事業）を分かりやすく表現（追加）【参考資料 P8】
 - ・例えば、「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」を設定（又は既存文言に趣旨を反映）
 - ・地域協議会が区内の地域課題の解消に効果的に取り組むことができるよう、事業の性質等に応じて異なる補助率を設定
 - ⇒ **案の2** 補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理 【参考資料 P7】
 - ⇒ **案の3** 補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理 【参考資料 P8】

- ②「提案団体の自立化に向けた取組は必要」等の検証結果に対し、…
 - ⇒ **案** 提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し 【参考資料 P6 及び P23】
- ③「新規案件の掘り起しに向けた取組が必要」等の検証結果に対し、…
 - ⇒ **案** 提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率を見直し【参考資料 P23 及び P30】

◀補助率の上限設定の「イメージ」▶

区分	採択 1 年目、2 年目	採択 3 年目、4 年目	採択 5 年目以降
○○の観点に基づく事業	9/10 以下	8/10 以下	7/10 以下
■の観点に基づく事業	2/3 以下	2/3 以下	1/2 以下

(2) その他の見直し

- ①「（ソフト活動を支援の主な対象と考える）基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当」等の検証結果に対し、…
 - ⇒ **案** 各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定科目に係る事業費上限割合制を導入【参考資料 P12 及び P14】
 - ※案の内容は、特定費目（修繕費、工事請負費及び備品購入費）の計が補助対象経費の 1/2 以内とするもの
 - ②「追加募集実施に当たっての統一基準が必要」の検証結果に対し、…
 - ⇒ **案** 各区で検討の上、追加募集を廃止 【参考資料 P19】
 - ③「市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある」の検証結果に対し、…
 - ⇒ **見解** 各区で取扱いを検討するが、市では地域協議会等に市類似補助事業に係る資料を提供【参考資料 P4】
 - ④「市で行う事業」の認識が各区で認識が異なっているため取扱いに違いが生じている」の検証結果に対し、…
 - ⇒ **見解** 「市が行う事業」の取扱い共通化 【参考資料 P11】
 - ※例：学校関係において、授業の一環として使用することが主の資機材の整備、活動経費
 - 対象外（市で行う事業）
 - 部活動として使用することが主の資機材の整備、活動経費
 - 制度としては対象。地域課題の解消に資するか等の観点により、区の採択方針で規制を設けるか等の判断は、各地域協議会で検討・決定する
 - ⑤「提案団体と関わりが強い委員がその事業の審査に関わるかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」との検証結果に対し、…
 - ⇒ **案** 各区で取扱いを検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理【参考資料 P22】
- ※その他、提案団体の分かりやすさや、所要事務の簡素化等の観点から、募集要項や Q & A の記載事項及び様式の見直しについて、適宜実施

(3) 検討を進め、実施を図る事項

- ①「備品については、耐用年数分の状況把握が必要」との検証結果に対し、…
 - ⇒ **見解** 補助金充当備品の管理・活用状況の把握 【参考資料 P29】
- ②「本事業の周知を強化する必要」等の検証結果に対し、…
 - ⇒ **見解** 周知・募集の方法 【参考資料 P17】

○各区見直しの検証結果に係る市の案・見解の件数

案 8 件、**見解** 4 件（計 12 件）

※ **見解** の件数については、従来の内容とは異なる件数を対象

1 制度全般

(1) 事務局の役割

柿崎区による検証の主旨	市の案 (事前配布資料No.3 2ページ)	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> 事前相談の徹底・強化を行う必要がある。 事務局は、必要に応じて採択内容に沿った提案内容等になるよう提案団体に補正を求める必要がある。 目的に合致しない提案は、事務局精査の時点で不採択にできるよう仕組みを整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業は地域協議会と事務所、自治・地域振興課が連携して取り組む事業であり、<u>制度の大枠に合致しているか確認する形式的な審査は、事務所及び自治・地域振興課が責任をもって対応するものと考えます。</u> 程度に応じてではありますが、<u>明らかに地域活動支援事業の趣旨にそぐわない内容や形式要件を満たさない案件の提出があった場合は、他の一般的な補助事業と同様に、市は不受理とすることも想定される</u>ところです。 全市に共通設定した対象外の事業・経費等に抵触すると認められる提案については、<u>事務所が自治・地域振興課に確認・協議しながら対応を図り、状況に応じて相談団体・提案団体に内容の補正を求めていく必要がある</u>と考えます。 以上のことを通じて、地域自治区制度に基づき実施する地域活動支援事業の趣旨をいかしながら、区間における事業運営の公平性や納得性を確保していきたいと考えています。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に向けて新規事業、継続事業を問わず、事業提案を検討している団体に対して、土日祝日を除いた 3 月 1 日～30 日まで、事前相談を実施しました。 提案事業内容により、必要に応じた協議を行いました。 	

(2) 市類似補助事業との関係

柿崎区による検証の主旨	市の案 (事前配布資料No.3 3ページ、4ページ)	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> 対象外とする判断は地域協議会に委ねることが適当である。 市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は各地域協議会に市類似補助事業を対象外とするか決定する権限を委ねているところですが、この課題に対する解消への一つの考え方として、市では次の理由により現行の取扱いを継続することが望ましいものと考えています。 ①市の類似補助事業を優先する制度とした場合、地域活動支援事業は4月に当初募集を行うが、市の類似補助事業の募集時期がこれよりも遅い場合に、地域団体の提案事業が実際に着手できる時期が遅れ、地域の課題解消や活力の向上に向けた効果の発現時期が遅れが出る(地域に不利益が生じる)ことが想定されること。 ②今後、新たに市の補助事業を創設した時に、地域活動支援事業の募集時に新規補助事業の詳細を整理している場合において、提案団体も事務所も提案事業がどちらに該当するか判断が困難になり、結果として地域活動支援事業も新規補助事業も提案(申請)できない事態が生じる可能性が想定されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度は、5 月 24 日の第 3 回柿崎区地域協議会で協議・検討され、採択事業が決定しました。その際、委員から宝くじのコミュニティ助成事業を活用した方がよいのではないかと、意見がありました。 	

柿崎区による検証の主旨	市の見解 (事前配布資料No.3 4ページ)	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> 提案団体が提案前に本事業か市の類似補助事業か活用の是非を判断できるよう周知を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案団体が提案事業先を判断できるよう一覧化した資料を提供することは、行政サービスの向上の観点から有効と考えますので、当該年度における類似補助事業の概要一覧等を作成・提供できるよう事務を進めます。 		

2 採択方針

(1) 採択方針の精査

柿崎区による検証の主旨	市の案（事前配布資料No.3 6～9ページ）	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<p>・採択方針は現状でよいが、採択基準（限度額や継続事業の取扱い）に区の間で差異がある。居住区域の違いによって不公平感が生じないように全市統一の採択基準を定め、各区に徹底すべきと考える。</p>	<p>・地域活動支援事業については、<u>区の実情に応じた地域の課題等に対応するため、より必要性が高く、かつ、効果的に課題の解消に向けて提案事業を支援することから、区ごとに採択方針や限度額、継続事業の取扱いなどを検討することとしています。</u></p> <p>・このため、<u>区ごとに異なる取扱いとなることはあらかじめ想定したものであり、市内の地域自治を促進するためには基本的には許容するものと考えます。</u></p> <p>・一方、地域の現状を省みた時に、各区に共通する次のような課題も顕在化しています。 <u>（各区に共通する課題）</u></p> <p>①<u>提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的適正化の促進について</u></p> <p>②<u>事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業の取扱いについて</u></p> <p>③<u>地域の課題解消や活力向上に向けて自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業の取扱いについて</u></p> <p>④<u>「地域自治を担う人材の養成・確保」及び「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」の促進について</u></p> <p>・このため、<u>課題の解消に向けてどのように取り組むか決定する権限は各地域協議会にあります。これら課題に対する解消への一つの考え方として、次のとおり、案としてお示しします。</u></p> <p>①<u>提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的適正化の促進について</u></p> <p>・現在、提案団体の自立に向けて、複数年度目において採択を行った場合に、<u>補助率を新規案件とは異なる取扱いを定めている区は、柿崎区・板倉区のみであり、具体の補助率を定めている区は柿崎区のみとなっています。</u></p> <p>・また、提案事業については、本来、提案団体が自らの事業意図や事業運営能力に見合った事業提案を行うことが望まれるところですが、<u>ほとんどの区で10/10補助としているため、提案団体による自律的な事業規模の見極めや財政面での運営自立化に向けた取組が促されにくい状態（仕組み）となっています。</u></p> <p>・また、個々具体の案件における事業規模の審査にあっても、提案事業の審査の際に厳格に取り組んでいる地域協議会がある一方、補助金希望額に対して区の配分額に余裕がある区の一部などでは<u>補助対象経費の審議が徹底できていない事例も見受けられる状態となっています。</u></p> <p>・以上のことから、<u>提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、各区の住民・地域団体と地域協議会が同じ考え方で地域活動支援事業に臨むことができる環境づくりとして、各区の採択方針で定める補助率を見直すことも考えられます。</u></p> <p>②<u>事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業の取扱いについて</u> <u>資料No.2 案の2]</u></p> <p>・各区の採択事業については、<u>区の住民の参加を広く募り、まつりや運動会、イベント等に取り組んでいる事業（不特定多数の区の住民に提案事業の成果が及ぶ事業）が多い状況にあります。</u></p>	<p>・毎年、地域活動支援事業検討委員会を設置し、採択方針の見直しを行い、柿崎区地域協議会で次年度の採択方針を決定しています。</p> <p>柿崎区における地域活動支援事業採択方針 (優先して採択する事業)</p> <p>第1条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの (2) 子どもたちの健全育成に資するもの (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの (7) 地域の環境美化に資するもの (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの <p>(事業の採択等)</p> <p>第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。</p> <p>2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。</p> <p>3 共通審査基準の加点は、行わない。</p>	

(1) 採択方針の精査 (つづき)

柿崎区による検証の主旨	市の案 (事前配布資料No.3 6~9ページ)	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
	<p>・一方で、限られた住民で構成し、日常的な活動費や本来、参加者の会費等により負担していたような経費(練習活動のための会場借り上げ料や燃料費、グッズやユニフォーム等の購入など)についても地域活動支援事業の活用を図る事例も生じているところです。</p> <p>・地域活動支援事業の採択に当たっては、補助金を交付する効果が幅広く住民に及ぶことが望ましいことを考慮する必要があると考えます。</p> <p>・したがって、限られた住民にのみ提案事業の成果が及ぶ事業の採択に当たっては、移動困難者への買い物支援や、定住人口の増加を期する婚活支援などの「地域住民の生活や地域課題の解消に真に必要と考えられる事業」に限ることとし、それ以外の事業については、原則として対象外と整理することも考えられます。</p> <p>・なお、この場合にあっても、町内会及び住民組織については、地縁に由来して多くの住民により組織化してきた経過や、複数の事業を展開し、事業の成果が広く地域に還元されていると考えられるため、補助対象外にはしないことは考えられます。</p> <p>③地域の課題解消や活力向上に向けて自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業の取扱いについて 資料No.2 案の2</p> <p>・各区の採択事業については、地域の団体が自らは事業を行わず、本事業により購入した備品等を貸し出すことにより他の団体の活動促進を図ることを実態としたものが一部に見受けられます。</p> <p>・地域活動支援事業は、本来、地域で活動する団体の事業を支援するものとして、「補助の補助」となるような金銭の給付による間接補助は認めないところです。</p> <p>・この規定は、間接補助により実質的な支援事業の責任の所在をあいまいにしないことを目的として整備したものです。</p> <p>・以上のことを踏まえた場合、金銭の給付に替え、物品の貸与による間接補助は本来、適当なものではなく、物品の貸与による間接補助は、地域の課題解消に真に寄与し、物品に係る具体の活用計画が整理されているなど、責任の所在が明確なものに限ることも考えられます。</p> <p>④「地域自治を担う人材の養成・確保」及び「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」の促進について 資料No.2 案の1</p> <p>・地域の人材確保については、ニーズの観点(需要的な観点)では、市内の広い地域で人口減少や少子高齢化が進展し、深刻化の度合いを増す中、町内会や消防団、地域でのボランティア活動など、様々な場面で住民間の支えあいや地域課題に取り組む人材が更に求められる状況にあります。</p> <p>・一方、人材供給の観点では、少子化・高齢化の進行や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、地域活動や市民活動への市民の参加について、参加していると回答する市民の割合が低下傾向にあります。</p> <p>・このため、まずは地域の実情に応じて市民が地域の活動に関心を持ったり、参加したりする機会を設けることが必要と考えます。</p> <p>・将来的な地域の在り様を見据えた場合、人材確保の課題を解決するためには、各区で必要性及び緊急性が高い取組として、地域の主体的な取組とし</p>	<p>柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項 (事業の採択基準)</p> <p>第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 共通審査基準の評点が、15点以上であること。</p> <p>(2) 共通審査基準の各項目の評価が、それぞれ3点以上であること。</p>	

(1) 採択方針の精査 (つづき)

柿崎区による検証の主旨	市の案 (事前配布資料No.3 6~9 ページ)	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
	<p>て地域が求める人材の確保や公益的なサービス (支援) を創出・促進することが優先的に求められる取組と考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、各区で取組の促進を図る事項として、地域の実情に応じて項目を設定することも考えられます。 ・例えば、市では市政運営の総合的な指針である第6次総合計画の後期基本計画 (計画期間:平成31年度~同34年度) において、「<u>地域自治を担う人材の養成・確保</u>」を重要視しているほか、<u>イベントに頼らずに地道に継続していく「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」</u>を更に促進していくことが有効であると考えていることから、<u>このような事項を採択方針に盛り込む (又は既存の採択方針の一部を修正する)</u>ことが考えられます。 		

3 補助対象

(1) 対象事業 (ハード整備事業関係)

柿崎区による検証の主旨	市の案 (事前配布資料No.3 12 ページ)	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の成果を上げていくためには、<u>原則として、補助金交付に係る事務の在り方や基本的な事業の枠組みが地域の実情に可能な限り適合したものが望ましいものと考えています。</u> ・一方、公費の使途決定に関する透明性を高め、地域活動支援事業の事務執行に当たり、<u>公費を支出する上で支出基準を可能な限り明らかにすることは、提案団体間における公平感や納得感を高めることにつながり、多くの住民から地域活動支援事業を活用していただける重要な環境づくりになると考えています。</u> ・したがって、各区の基準の設定については、<u>地域の実情に応じて検討する必要があるため、各区で主体的に行う必要がありますが、同時に、どのような基準とするかは、区の住民や地域団体に提案事業の公募の際に可能な限り明らかにする必要があると考えます。</u> ・具体的な対応の一つとして、市では、<u>国や他市の事例を参考に、個別経費の使途に割合の上限を設けることも考えられます。</u> ・例としては、<u>地域活動支援事業は、地域活動を促進することが目的の補助 (補助金の交付) であるため、提案事業の補助対象経費の総額中、補助金を交付する際の算定額をハード整備 (修繕費や工事費) に相当する経費は1/2までを上限とすることが考えられます。</u> ※同種の課題は、<u>備品購入費にもあるため、補助金を交付する際の算定額をハード整備費 (修繕費や工事費) 及び備品購入費の合計額に相当する経費を対象に上限を設けることも考えられます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・柿崎区では、ハード整備費 (修繕費や工事費) や備品購入費だけの事業提案は認めておらず、活動 (ソフト事業) を行う上で必要となる場合に限り補助対象としています。 	

(2) 対象経費

① 人件費・経常的経費の取扱い

柿崎区による検証の主旨	市の見解 (事前配布資料No.3 13 ページ)	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・現行の取扱いが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業では、市民の主体的な活動を促す観点から、<u>団体の支援ではなく、活動の支援を行ってきました。</u> ・全ての区が現行の取扱いを変える必要がないものとして検証結果をまとめており、市としても取扱いを変える必要性はないと認識していることから、<u>今後も取扱いは変更しません。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・柿崎区では、補助対象外としています。 	

② 備品購入の取扱い

柿崎区による検証の主旨	市の案（事前配布資料No.3 14ページ）	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の裁量として、「備品整備だけでなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」と判断する方法が適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> 備品購入費に係るこれらの課題の取扱いについては、課題の性質上、前述「ハード整備事業関係」と同様に取り扱うことが適当と考えます。 したがって、具体的な対応の一つとしては、市では、国や他市の事例を参考に、個別経費の用途に割合の上限を設けることも考えられます。 例としては、地域活動支援事業は、地域活動を促進することが目的の補助（補助金の交付）であるため、提案事業の補助対象経費の総額中、補助金を交付する際の算定額を備品購入に相当する経費は1/2までを上限とすることが考えられます。 <p>※同種の課題は、ハード整備にもあるため、補助金を交付する際の算定額を備品購入費及びハード整備費（修繕費や工事費）の合計額に相当する経費を対象に上限を設けることも考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 柿崎区では、ハード整備費（修繕費や工事費）や備品購入費だけの事業提案は認めておらず、活動（ソフト事業）を行う上で必要となる場合に限り補助対象としています。 	

4 周知・募集

(1) 時期の設定（募集等に係る共通設定）

柿崎区による検証の主旨	市の見解（事前配布資料No.3 15ページ、16ページ）	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> 統一した募集期間等を設けることが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一した募集期間等を求める理由として、「住民や提案団体に分かりやすく平等」（牧）、「提案団体の作業日数に不公平感」（吉川）、「住民にとっても分かりやすい」（板倉）とあります。 現行の取扱いでは、提案団体の公平性の確保に当たっては、区ごとに募集・審査を行うことから、区内の団体間にあつては同一環境下での作業環境が適用され、公平性が確保されている状態にあると認識しています。 また、分かりやすさについては、当初募集を広報上越や市ホームページで周知するとともに、区内に地域協議会だより等で周知を行っています。 地域団体の観点からは、自らが所属している区の募集日程が明示されていることが必要であるため、広報上越や市ホームページで掲載の、自団体に関係のない他区の動向は参考情報に過ぎないことから、<u>他区との日程の違い自体が情報の理解に支障となる要因とは言い切れないものと考えます。</u> さらに、<u>追加募集・3次募集においては、各区によって募集金額や募集期間、採択予定時期等の条件に差異が大きいことから、条件を統一して募集等に取り組むことによる日程の遅延や事務の非効率が具体化するおそれがあります。</u> 現状では、地域団体の活動状況等を踏まえ、地域協議会が各区の実情に応じて採択予定時期からの逆算により募集日程等を考えることは、地域活動支援事業の効果的、効率的な事業運営に有益であると考えため、<u>現状における運用の変更は行いません。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は、4月2日～18日までの13日間を募集期間としました。 	

(2) 方法

柿崎区による検証の主旨	市の見解（事前配布資料No.3 17ページ、18ページ）	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<p>・本事業の周知を強化する必要がある。</p>	<p>・区の見解結果のうち、現状を肯定する理由については、次のとおりです。</p> <p>「周知手段」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の周知を数多くの手段で実施している ・相応の周知期間を設けていること <p>「様式等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案書等の作成に当たり、事務所による支援を行っている ・公金を扱う上では必要最小限としている <p>・一方で、見直しを求める理由は、次のとおりです。</p> <p>「周知手段」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（提案団体の固定化等を背景に）更なる工夫が必要 <p>「様式等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体による事務の負担軽減や利便性向上 <p>・以上のことから、周知手段や様式等については、課題認識の真因や具体的な対応策、留意すべきポイント等の改善を加える事項・内容を市で研究・協議を重ね、<u>具体的な改善点について、個々の課題認識に基づき見直しを行います。</u></p>	<p>・平成30年度に向けて2月25日に柿崎区独自で「まちづくりフォーラム」を開催し、事業の周知・概要説明・申請書類の配布を行いました。また、同フォーラム実施について、関係団体へ郵送による案内の送付、防災行政無線による放送、総合事務所だよりに掲載し、地域住民への周知を図りました。</p> <p>・事前相談の際、書類作成支援について総合事務所で一定程度、支援・協力を行っています。</p>	

(3) 追加募集

柿崎区による検証の主旨	市の案（事前配布資料No.3 19ページ）	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<p>・追加募集は1回までが適当である。</p>	<p>・市では、全市的には、追加募集の採択案件は備品の購入等が多く、新たにソフト事業を行う事例が3割強（H29実績で16件/46件）と低迷している実態があることや、地域活動支援事業の開始後9年を経過し、市政モニターアンケート（H28.11実施）では当事業を認識している人の割合が53%（参考：「地域自治区」29.5%、「地域協議会」43.2%）となり、<u>一定の浸透が図られていることを踏まえ、追加募集を継続する制度的な意義が低下していると考えています。</u></p> <p>・したがって、地域の実情を踏まえた上で各地域協議会が検討・決定する必要がありますが、<u>追加募集の実施可否については、いずれの結果においても、その理由を明らかにする必要があると考えています。また、実施の必要性が低下している場合においては、別項目であるように（区への配分額の）予算消化と見なされることが無いよう、追加募集を行わない（廃止する）ことも考えられます。</u></p>	<p>・平成30年度は、5月24日の第3回柿崎区地域協議会で協議され、6月1日～18日までの12日間を追加募集期間としました。</p> <p>柿崎区における地域活動支援事業採択方針（追加募集の有無）</p> <p>第4条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。</p>	

5 審査・採択

(1) 審査方法

① 審査態勢の共通化

柿崎区による検証の主旨	市の見解（事前配布資料No.3 20 ページ）	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<p>・採択回数、審査基準等の標準的なものは市で統一することが適当である。</p>	<p>・審査の実施に当たり、地域協議会委員個人の私情や主観が過度に入ることによって審査の透明性・客観性が失われることは問題ではありますが、統一なルールで詳細まで規定することで誰が審査しても同じ結果とするのであれば、地域協議会の内部で合議により決定する意味合いが失われるものと考えます。</p> <p>・また、各区の、各地域協議会委員が提案事業を当該区の地域の実情を反映しながら審査・採択をすることができなくなることで、地域活動支援事業を通じて地域協議会が地域に向きあうインセンティブや地域の課題解決の手法の1つを失うことになるため、地域活動支援事業を行う意義が低下する懸念があります。</p> <p>・したがって、市で一律に審査態勢を整えるのではなく、<u>公費の使途を考</u> <u>える権限を委ねられた地域協議会と事務局が、地域において、より効果的な</u> <u>案件の採択と、その過程の透明性・客観性の確保のバランスのとれた取組</u> <u>を、これまで以上に取り組むことが適当と考えます。</u></p>	<p>・4月24日の第1回柿崎区地域協議会で審査基準や提案事業内容等を地域協議会委員がお互いに確認しあいました。</p> <p>柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項 (共通審査基準の評価等)</p> <p>第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以下とする。</p> <p>(プレゼンテーションの実施)</p> <p>第4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。</p> <p>(1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする</p> <p>(2) プレゼンテーションの参加人数は、1団体につき5人以内とする。</p> <p>(審査方法)</p> <p>第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。</p> <p>(1) 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。</p> <p>(2) 共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。</p>	

② 地域協議会内での認識共有

柿崎区による検証の主旨	市の見解（事前配布資料No.3 21 ページ）	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<p>・全委員が同一の評価基準で審査に臨み、評価できる体制が必要。</p>	<p>・地域協議会内の認識共有については、地域協議会の主体性や当事業の経過を踏まえ、<u>自発的に取り組むことが必要</u>であり、必要に応じて事務局が支援を行うことが適当と考えます。</p> <p>・既に課題意識のある区においては、必要に応じて実施していることから、<u>今後も同様の取扱いとします。</u></p>	<p>・4月24日の第1回柿崎区地域協議会で審査基準や提案事業内容等を地域協議会委員がお互いに確認しあいました。</p>	

③ 提案団体・地域と委員の関係性

柿崎区による検証の主旨	市の案（事前配布資料No.3 22 ページ）	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・全市的に共通するルールを設定することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査には公平性や納得性が伴わなければならないと考えますが、その事業の関係者が自らの案件に係る審査に加わることは、公平感や納得性の確保に支障がある懸念が拭えないものと理解しています。 ・このことは、<u>審査に携わる地域協議会委員が存在しない団体や一般的な住民の視点において、地域活動支援事業の適正な運営・執行に対する疑念や不信につながりかねないことから、見直しが必要と考えられます。</u> ・一方、<u>提案団体の構成員を兼ねる委員を全て審査から除外することは、地域で活動する団体に地域協議会委員が加入できなくなることを意味することとなり、地域協議会委員の地域での活動を制約することとなるため、適当ではありません。</u> ・また、地域協議会委員の役員に規制を限定した場合についても、役員定義を明確にすることが必要ですが、団体ごとに役職の名称や責任・権限が異なることから、役員に対する規制に係る実効性を確保することに大きな課題が残ります。 ・このため、具体的な対応の一つとしては、<u>提案団体の「代表者」である委員に限り、当該団体が提案した事業の審査に加わらないことも考えられます。</u> 	<p>柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項 (委員の除斥)</p> <p>第1 地域協議会委員が役員（会長、副会長）を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。</p>	

(2) 採択方法

① 提案団体の自立化に向けた取組

柿崎区による検証の主旨	市の案（事前配布資料No.3 23 ページ、24 ページ）	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・複数年の提案事業への減額等の対応が必要と考える。 ・全市統一の事業提案回数の上限を設けることが必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、<u>複数年度目の採択時における補助率と、新規案件の補助率に違いを設けて、新規案件の創出に向けた取組を行っている区は柿崎区のみ</u>の状況です。 ・地域活動支援事業の予算に限りがある中で、地域の様々な課題を解消するためには、本来は提案事業が次々と新たに行われ、多くの住民による主体的な取組が促されることが望ましいものと考えます。 ・一方、<u>地域活動支援事業における新規事業の全事業における割合は、近年は3割前後で推移しており、残る7割前後が複数年度に渡る採択事業とな</u>っています。 ・このため、<u>地域活動支援事業の趣旨に照らし、新規事業の提案が更に行われるよう、制度・仕組みとして住民から活用される環境を整える必要が生じています。</u> ・なお、<u>地域の活性化に資するものである等、長年採択され続けるための公益性が地域において認められる案件については、引き続き一定の公的関与を残す有効性も考慮することから、一定年数の継続を以って不採択とすることは、市では考えていません。(地域の実情に応じて、各地域協議会で判断する事項と考えます。)</u> ・以上のことを踏まえて、具体的な対応の一つとしては、市では、<u>次のとおり補助率を整理することも考えられます。</u> 	<p>柿崎区における地域活動支援事業採択方針 (補助金の額等)</p> <p>第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 従前の補助採択の回数(事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。)が1のもの 10分の9 (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8 (3) 前2号以外のもの 10分の10 <p>2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することが出来る。</p>	

① 提案団体の自立化に向けた取組（つづき）

柿崎区による検証の主旨	市の案（事前配布資料No.3 23ページ、24ページ）	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
	<p>《補助率の上限設定》</p> <p>①地域課題の解消を急ぐ事業 前記2-(1)では、例示として「採択方針の精査」中、「地域自治を担う人材の養成・確保」「日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合って解決する事業」の2項目を設定 採択1年目～2年目 9/10以下 採択3年目～4年目 8/10以下 採択5年目以降 7/10以下</p> <p>②一般的な事業 基本的には、これまでどおり区で検討した採択方針に登載する事業が該当 採択1年目～4年目 2/3以下 採択5年目以降 1/2以下</p>		

② 採択に係る考え方の共通化

柿崎区による検証の主旨	市の見解（事前配布資料No.3 24ページ、25ページ）	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<p>・補助金交付額の調整方法について、全市統一のルールを設定することが必要と考える。</p>	<p>・現状において、「点数が高い事業が優先」「金額の調整が必要な場合は委員間で協議」というように、本質的な部分では既に全ての区で共通の考え方にに基づき審査が行われていますので、新たな基準の設定は必要ないと考えます。</p>	<p>・平成30年度は、5月24日の第3回柿崎区地域協議会で協議・検討され、採択事業が決定しました。</p> <p>柿崎区における地域活動支援事業採択方針（補助金の額等） 第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。 (1) 従前の補助採択の回数（事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。）が1のもの 10分の9 (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8 (3) 前2号以外のもの 10分の10 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。</p>	

③ 複数区提案

柿崎区による検証の主旨	市の見解（事前配布資料No.3 25ページ）	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<p>・現在の取扱いが適当である。</p>	<p>・制度変更を求める内容の理由については、本事業の想定する地域の概念に沿わないことを旨とするものですが、<u>具体の案件の性質に応じて個々の地域協議会で採択の判断を行うことが適当と</u>考えます。 ・また、過去の課題意識にあった提案案件への審査結果による不利益の懸念については、現在は生じていないため、当該課題意識は解消したものと考えています。 ・以上のことを踏まえて、<u>現状維持と</u>します。</p>	<p>・柿崎区では、該当事例がありません。</p>	

(4) 採択事業の内容変更

柿崎区による検証の主旨	市の見解 (事前配布資料No.3 26ページ、27ページ)	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<p>・運用マニュアルに基づき対応することとし、現状どおりとする。</p>	<p>・「新たな統一ルール設定が必要」という4区の意見については、検討の結果、以下の点から課題があると考えました。</p> <p>・したがって、<u>現行の運用マニュアルの規定に基づいた対応が適当である</u>と考え、現状どおりとします。</p> <p>①事業内容が申請時と異なる場合は、改めて、地域協議会において審議すべき (大島)</p> <p>→<u>軽微な変更があった都度、地域協議会を開催することを全ての区で実施することは困難であり、現実的ではない</u>と考えます。例えば、イベント等の事業で日程がすぐに迫っている場合は、物理的に地域協議会を開催できないケースも想定されるところです。</p> <p>②事業の内容や補助金額を変更して採択した場合に、修正内容について委員から承認を得る方法について、<u>全市でルール化すべき (浦川原、板倉)</u></p> <p>→運用マニュアル「<u>変更申請を行う場合の地域協議会の関わり方</u>」で<u>一般的なルールは既に定めているところ</u>です。<u>更に細かなルールを定めることは、地域や提案事業の実情・状況等を踏まえた対応が困難になることが予見されるため、地域活動支援事業の目的からは適当ではない</u>と考えます。</p> <p>③採択の結果、希望額よりも少額の補助額となった場合については、<u>内容の変更を認めない (清里)</u></p> <p>→減額分を自主財源で負担しきれないような団体もあり、<u>全く変更を認めないことによる新たな問題の発生も想定する必要があります。減額と判断した時に、地域協議会が想定した事業の効果に影響がなければ、事業計画の変更もあり得るもの</u>と考えます。</p>	<p>・柿崎区では、該当ありません (11月27現在)。</p> <p>柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項 (提案変更が提出された場合の取り扱い)</p> <p>第6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。</p> <p>(2) (1)においては、団体の役員 (会長、副会長) である委員は除斥とする。</p>	

6 評価

(1) 個別案件の事後評価

柿崎区による検証の主旨	市の案 (事前配布資料No.3 28ページ)	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<p>・地域協議会による検証は有効であるため、実施する。</p>	<p>・事業の適正実施については、事務局が提案団体から文書報告を受けるため、必要に応じて聴き取りや現場確認を行うことを優先するものと考えます。</p> <p>・地域協議会が検証する観点としては、事務局が担うべき事務の適正執行よりも、<u>地域協議会の本旨に基づき、地域活動支援事業により提案事業を支援した成果について、住民の視点・感覚により地域課題の解消や活性化にどの程度貢献したか把握する観点で臨むことが望ましい</u>と考えます。</p> <p>・このため、<u>区の実情に応じて対応することが適当</u>と考えます。</p> <p>・なお、実施に当たっては、提案団体への実務負担上の配慮も必要と考えます。</p>	<p>・平成29年度は2月25日に柿崎区独自で「まちづくりフォーラム」を開催しました。その中で新規事業に取り組んだ7団体のうち、3団体から成果報告を行っていただきました。このほか、地域活動支援事業に採択された全14団体の活動を文章と写真で紹介するパネル展を実施しました。</p> <p>柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項 (成果報告)</p> <p>第7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。</p>	

7 その他

(1) 本事業に係る環境整備

柿崎区による検証の主旨	市の見解（事前配布資料No.3 30ページ）	柿崎区の状況	市の見解に対する柿崎区の今後の対応
<p>・提案団体の固定化の一方、当事業の未活用団体も地域には存在している。文書作成の煩雑性を緩和するため、住民組織による提案書作成代行も考えられる。</p>	<p>(新規案件の掘り起し関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規案件の掘り起し関係については、13の区で課題意識がありました。 ・過去の課題意識とも合致しており、課題認識は現在も継続しているものと考えます。 ・地域活動支援事業における新規事業の全事業における割合は、近年は3割前後で推移しており、残る7割前後が複数年度に渡る採択事業となっていること、及び、直近の市民の声アンケートの結果を踏まえ、既存団体の活性化とともに、<u>新規（団体による）活動の促進が重要と考えられることから、必要に応じて、本事業の周知の取組に反映します。</u> <p>(書類作成支援関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を積極的に認める検証結果は4区ありますが、懸念する検証内容も3区ありました。 ・新規の提案促進のために支援することは一定の意義はありますが、<u>団体が主体性を損なうような支援の在り方には課題がありますので、団体の在り様に</u><u>応じた支援の在り方について、相手方の実情を踏まえた対応を行うことが</u><u>適当と考えます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に向けて2月25日に柿崎区独自で「まちづくりフォーラム」を開催し、事業の周知・概要説明・申請書類の配布を行いました。また、同フォーラム実施について、関係団体へ郵送による案内の送付、防災行政無線による放送、総合事務所だよりに掲載し、地域住民への周知を図りました。 ・事前相談の際、書類作成支援について総合事務所で一定程度、支援・協力を行っています。 	

3 補助対象

(1) 対象事業（市で行う事業関係）

柿崎区による検証の主旨	市の見解（事前配布資料No.3 10ページ、11ページ）	柿崎区の状況	市の案に対する柿崎区の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> 「市で行う事業」は地域協議会毎に対象の是非を判断できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「本来であれば、市施設の設備の充実を地域活動支援事業の対象とする必要はないが、地域の要望を上げても市の予算で対応できない状況が問題である。（八千浦区）」、「市の担当課へ要望してもなかなか対応して貰えない案件については、補助金を活用して速やかに執行すべきである。（北諏訪区）」等の意見を踏まえたものと理解していますが、平成 25 年度に地域活動支援事業を見直した際に、市の施設整備（備品整備）の考え方や代替策の取扱いも含めて整理を図っています。 平成 26 年度以降、代替策に係る制度や運用の変更は行っておらず、当時と状況に変化がないことから、現状では取扱いを変更する考えはありません。 地域の施設にとって真に求められる整備が必要と考えられる案件については、提案者が委員の場合は自主的審議を経た意見書や元気事業の活用を、市民の場合は事務所を通じた施設所管課への相談を行うよう取扱いを継続します。 		
<ul style="list-style-type: none"> 「市で行う事業」の認識が各区で認識が異なっているため取扱いに違いが生じていることから、全市で統一した運用が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業の目的や「市が行う事業」を補助対象外とした経過を踏まえ、対象外とする事業については各区共通の取扱いとすることが適切と考えます。 今後は、提案事業の募集時に周知資料として活用するQ&Aに、「市が行う事業」の具体例等を明記するなど、区の間で差が生じないように取り扱います。 		

平成 31 年度地域活動支援事業案の概要

※予算額 1 億 8000 万円や区への配分額の積算方法など、市が定める制度的な事項や運用上整理している事項については、今回、別紙資料「地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等」で新たな見解を示した内容及び様式内容の見直し等軽微な内容を除き、平成 30 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、平成 31 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

1 趣旨 (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査体制	(1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定
2 各区への配分額 (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い	5 事業の実施手順等 (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
3 今後の主なスケジュール	
4 事業の概要	

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に合う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割1億2,600万円(450万円×28区)＋人口割5,400万円

均等割7:人口割3

※各区の配分額については2月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2月下旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3月～	新年度の募集に向けた相談の受付(たより・説明会・個別相談)
4月1日～	事業の募集開始(募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
 - ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料、等）
 - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。
ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ・ 金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
 - ・ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・ 事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・ 採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要であり、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り扱うものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

公共交通	内 容
スクール混乗バス	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生のスクールバスを一般利用者が利用する。上越市内では5区で運行している。 ・合併前に大島村と牧村で村営バスとして運行され市営バスとして引き継がれた。 ・合併後に頸城区、安塚区、名立区の3区で追加されている。 ・市営バスは民間バスよりも料金が低く設定されている。 ・民間のバス路線がある地域ではスクールバスの運行自体を民間に委託すれば区域でスクール混乗を運行することも可能となる。
デマンドバス	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド方式による公共交通機関の運行は、過疎地をかかえる地方自治体などで運行されている。 ・柿崎区内では黒岩線、水野線、上直海線で運行されている。 ・区内では、デマンド区間で乗車する場合は出発時刻の1時間前までに電話予約が必要。 ・バスでなく（デマンド方式の）乗合タクシーなどとして導入される例もある。 ・アクセスバスを走らせるほどの需要がない都市と空港を結ぶアクセス手段として用いられる例もある。
乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・9人以下の旅客を運ぶ営業用自動車を利用した乗合輸送を乗合タクシー呼ぶことがある。 ・主に深夜に別の交通機関がなくなる地域や、過疎地など路線バスの機能が十分に発揮できない場所などで運行されている。 ・上越市内ではアイエムタクシーと新井タクシーが中郷区内で運行している。 ・タクシー事業者が行っており、タクシー車両を用いるためこの名前がついているが、市内では所定のダイヤと停車地に従って運行しており、利用者はタクシーというより路線バスに近い感覚で利用することになる。（停留所が決められる。） ・使用される車種は、乗車定員（乗務員を除く）6～9人の「ジャンボタクシー」が多い。利用者が少ない場所では、乗車定員（乗務員を除く）4～5人の一般的なセダン型タクシーを使うこともある。 ・柿崎区内では実績がないが、頸城区等民間のタクシー会社が運行すれば実現可能である。
自家用有償旅客運送 (ライドシェア)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車を使用し有料で人を輸送するサービス。 ・NPOが運営するものや市町村が直接管理するものもある。 ・上越市内ではNPOが運営する例はないが、市営バスはある。 ・妙高市ではNPOが運営する事例がある。 ・導入するには運営母体をどうするか？運転手の技量の担保は？ ・事故が起きた時の補償は？等の問題もある。 ・病院、スーパー、銀行、農協等が補助金協賛を出資し実現したケースもある。
タクシー券補助	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市では身体障害者・精神障害者支援として24,000円/年（500円券×48枚）と高齢者外出支援として9,000円/年（150円×5枚×12か月）が支給されている。 ・全国の市町村でタクシー補助制度が実施されているが対象者が限定されている。

長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"> ・市営バスは運賃の上限が決まっているので料金が安い。 ・生徒が乗降する地点まで入り込める。 ・路線バスとの重複区間があった場合に重複を解消できる。 ・スクールバスの有効利用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のバス路線がある地域では運行が難しい。 ・市営での運行になるので運転手の確保が難しい。（課題である） ・生徒数によっては、そもそも運行できない。（一般の利用客が乗る空きがない）
<ul style="list-style-type: none"> ・柿崎区内では頸北観光バスが運行しているので運行経路の見直しや延長で区内を網羅できる。 ・乗車する際のバス代も低く抑えられている。 ・予約がなければ運行しないため、燃料費節約になる。 ・予め決められたルートを、事前の予約があった停留所のみ停車する運行や、ドアツードアに近い運行など地域の実情に合わせた運行が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、運行されている路線ではほとんどの路線で赤字となっている。 ・市や県からの補助金で運行されている。 ・予約をしないと利用できない。 ・地域に合わせた運行が可能であるが、利便性を向上すれば経費がかかり運賃が高くなる。
<ul style="list-style-type: none"> ・バスより小型のため乗り降りしやすい。 ・バスより狭い路地に入る事ができる。 ・デマンド運行の場合は、予め決められたルートを事前の予約があった停留所のみ停車する運行やドアツードアに近い運行など地域の実情に合わせた運行が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー会社が手をあげないと実現できない ・乗合タクシーも市の補助金が必要となる。 ・赤字を最小限にとどめないと市の財政を圧迫すると考えられます。 ・乗合タクシーと民間タクシーのすみわけが出来ないと民間業者を圧迫することになる。 ・デマンド運行の場合は、予約をしないと利用できない。また、地域に合わせた運行が可能ではあるが、利便性を向上すれば経費がかかり運賃が高くなる。車両が小型のため、満員で乗車できない場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・NPOや民間団体が主体となって運行すれば実現可能である。 ・県に有償運送登録を行うことで、白ナンバー車両（自家用車）での輸送サービスが可能。 ・1種免許でも所定の講習を受けることで、運行が可能。 ・運賃が安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営母体がないと実現できない。 ・上越市で一部地域で市営バスとして運行されているが経営状態が厳しい。 ・運転手の技量確保が難しい。 ・事故が起きた場合の補償等の問題がある。 ・一定の条件下にある地域しか運行できない。（路線バスを運行していない交通空白地など）
<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーを利用できるので使いやすい。 ・タクシー料金は補助分だけ安く利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の絞り込みが難しい。 ・対象者を広げると市の財政を圧迫する。 ・全額補助は難しいので自己負担が発生する ・地域外への利用が難しい。